

議案第 1 号

幸手市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する
条例の一部を改正する条例

幸手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年条例第 29 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第
2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 14 項」を
「第 2 条第 15 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部
改正に伴い、引用条項の整理をしたいので、この案を提出するものである。